

議案第 27 号

天理市下水道条例の一部改正について

天理市下水道条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年 3 月 1 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市下水道条例の一部を改正する条例

天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号の表中「53円」を「60円」に、「100円」を「115円」に、「154円」を「169円」に、「225円」を「240円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市下水道条例の規定は、平成19年 7 月分として徴収する使用料から適用し、平成19年 6 月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。